

京都市告示第 157 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等に限り、）及び京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、水路及び里道を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年7月31日

京都市長 榎本 頼 兼

(左京区)

整理番号	路線名	起終点
1	大原水0669号	左京区大原戸寺町376番地の2地先 同上
2	大原水0670号	左京区大原戸寺町378番地の5地先 同上
3	大原水0671号	左京区大原戸寺町383番地の3地先 同上
4	大原水0672号	左京区大原戸寺町383番地の4地先 左京区大原戸寺町383番地の3地先
5	大原水0673号	左京区大原戸寺町378番地の5地先 左京区大原戸寺町381番地の2地先
6	大原里0985号	左京区大原戸寺町375番地地先 左京区大原戸寺町377番地地先
7	大原里0986号	左京区大原戸寺町383番地の4地先 左京区大原戸寺町378番地の5地先
8	大原里0987号	左京区大原戸寺町383番地の3地先 左京区大原戸寺町381番地の2地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)